

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
その翌日
が休息日
となる)

目次

- ◇告 示 字の区域の変更等の届出
争議行為を行う旨の通知
遊漁規則の変更の認可
- 土地改良区の定款の変更の認可
- 土地改良事業計画の適否の決定 (二件)
- 土地改良事業の認可 (五件)
- 土地区画整理事業の事業計画の変更の認可 (三件)
- 土地区画整理法による換地処分をした旨の届出
- 公有水面の埋立ての追認 (十一件)
- ◇公安告示 銃砲刀剣類所持等取締法による聴聞

告 示

鳥取県告示第二百三十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定

に基づき、倉吉市長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。
この字の区域の変更及び廃止は、土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第四項後段の規定による倉吉市余戸谷団地土地区画整理事業の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和四十九年三月二十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西・尾 出 次

区域を変更する
字の名称

同上の区域(昭和四十八年十一月二十四日現在の地番による。)

倉吉市字中田

倉吉市字サコ田三四六八の二及び三四六九の三、字稲置三四七一、三四七二の二、三四七三の三、三四七三の四及びこれらと一体をなす国有地、字月輪田三三〇四の一から三三〇六まで、三三〇七の三、三三〇七の四及びこれらと一体をなす国有地、字早稲田三三九五、三三九六の一、三三九六の二、三三九七の二、三三九七の三及び三三九八と一体をなす国有地の一部並びに三三〇三及びこれと一体をなす国有地、字地井ヶ谷三四八一の三及び三四八二の二、字高畔三四八三の四から三四八三の六まで、三四八四の二、三四八五から三四八八まで、三四八九の二、三四九〇の二、三四九一及びこれらと一体をなす国有地の一部、字才ノ目田の全域、字下高畔の全域、字上高畔の全域、字上隅田の全域、字宮ノ平三五五二の二、三

倉吉市字高畔	倉吉市字地井ヶ谷	倉吉市字早稲田	倉吉市字月輪田	倉吉市字稲置	倉吉市字サコ田
倉吉市字高畔のうち三四八三の四から三四八三の六まで、三四八四の二、三四八五から三四八八まで、三四八九の二、三四九〇の二、三四九一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域	倉吉市字地井ヶ谷のうち三四八一の三及び三四八二の二以外の区域	倉吉市字早稲田のうち三一九五、三一九六の一、三一九六の二、三一九七の二、三一九七の三及び三一九八と一体をなす国有地の一部並びに三二〇三及びこれと一体をなす国有地以外の区域	倉吉市字月輪田のうち三二〇四の一から三二〇六まで、三二〇七の三、三二〇七の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	倉吉市字稲置のうち三四七一、三四七二の二、三四七二の三、三四七三の三、三四七三の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	倉吉市字サコ田のうち三四六八の二及び三四六九の三以外の区域

倉吉市字宮ノ平	倉吉市字要害谷
倉吉市字宮ノ平のうち三五五二の二、三五五二の四から三五五二の六まで及び三五五五以外の区域	倉吉市字要害谷のうち三五〇一から三五〇四まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

廃止する字の名称 倉吉市字才ノ目出、字下高畔、字上高畔、及び字上隅田

鳥取県告示第二百三十二号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、鳥取医療生協労働組合執行委員長北村良信から争議行為を行う旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年三月二十六日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県総務部長 西 尾 出 次

一 事件

(一) 賃金引上げの要求に関する件

(二) その他増員等労働条件の改善要求に関する件

二 日時

昭和四十九年三月二十九日からこの事件が解決する日まで

三 場所

鳥取生協病院に勤務する組合員の所属する全職場(鳥取県)

四 概要

あらゆる形の争議行為を実施する。

鳥取県告示第二百三十三号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十九条第三項の規定に基づき、遊漁規則の変更の認可をしたので、同法同条第七項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年三月二十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一(一) 漁業者の名称及び住所

千代川漁業協同組合 鳥取県八頭郡河原町大字河原一三三番地

(二) 漁業権の免許番号

共同漁業権 内共第一号

(三) 認可に係る変更の内容

1 第四条の表を次のように改めること。

魚種	期	間
あゆ、こい、にじます、うぐい、いわな、やまめ	六月一日から九月二十五日まで及び十月二十一日から翌年一月三十一日まで	
	四月一日から九月三十日まで	
	四月一日から八月三十一日まで	

2 第五条の表中

鳥取市秋里地内潮止めえん堤上流端から上流三十メートル、下流五十メートルの区域

二月 三十

一日から五月一日まで

鳥取市秋里地内潮止めえん堤上流端から上流三十メートル、下流五十メートルの区域

一月一日から十二月三十一日まで

に改めること。

3ア 第七条第一項中「同表」の下に「及び第二項に掲げる表」を加え、

同項の表を次のように改めること。

魚種	魚具、魚法	期	間	遊	魚	料
あゆ、こい、にじます、うぐい、いわな、やまめ、はえ	竿釣、たも網、ヤス類	一年間		県内	一、五〇〇円	
		一日限り		県外	三、五〇〇円	
				県内	五〇〇円	
				県外	一、〇〇〇円	

イ 同条第二項の表を次のように改めること。

区	分	遊	漁	料
小学生以下の者及び七十才以上の者	無	料		
中学生	四〇〇円			
高校生	八〇〇円			
身体障害者	八〇〇円			

ウ 同条第三項の表を次のように改めること。

魚種	遊漁の内容		特別遊漁料	摘	要
	漁具	漁法			
あゆ、こ鵜 い、にし ます、や	川	一〇、〇〇〇円	一人一統とし、遊漁証を有する者 六人以上		
まめ、い	河	三、〇〇〇円			
わな、う	舟	三、〇〇〇円	一隻につき		
ぐい、は	四ツ手	四、〇〇〇円	一八二センチメートル平方以上		

四 変更後の遊漁規則の施行の期日

昭和四十九年六月一日

二(一) 漁業権者の名称及び住所

天神川漁業協同組合 鳥取県倉吉市魚町二五二九番地

(二) 漁業権の免許番号

共同漁業権 内共第二号

(三) 認可に係る変更の内容

1 第四条の表を次のように改めること。

魚種	期	間
あゆ	六月一日から九月二十五日まで及び十月二十一日から翌年一月三十一日まで	
にし	四月一日から九月三十日まで	
いま	四月一日から八月三十一日まで	
こい	一月一日から五月十四日まで及び六月十五日から十二月三十一日まで	

2 第五条の表中

東伯郡北条町江北天神森えん堤下流端から
下流五十メートルの区域

を削ること。

3ア 第七条第一項の表を次のように改めること。

魚種	漁具、漁法	期間	遊漁料
あゆ、こい、 にじます、や	竿釣、たも	一年間	県内 一、〇〇〇円 県外 三、五〇〇円
まめ、い、 わな、う、 ぐい、はえ	網	一日限り	県内 五〇〇円 県外 一、〇〇〇円

イ 同条第二項の表を次のように改めること。

区	分	遊漁料
小学生以下の者及び七十才以上の者		無料
中学生		三〇〇円
身体障害者		五〇〇円

ウ 同条第三項の表を次のように改めること。

遊漁の内容	特別遊漁料	摘 要
あゆ川漁業	五、〇〇〇円	一人一統とし、遊漁証を有する者四人以内
あゆ川舟漁業	二、〇〇〇円	一隻につき
あゆ、こい、うぐい、はえ、投網漁業	県内 三、五〇〇円 県外 七、五〇〇円	竿釣、たも網漁業に併用することができる。

四 変更後の遊漁規則の施行の期日
昭和四十九年三月十九日

鳥取県告示第二百三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、富海土地改良区の定款の変更を昭和四十九年三月二十二日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十九年三月二十六日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県総務部長 西 尾 巳 次

鳥取県告示第二百三十五号

昭和四十八年十月十六日付で青谷町から申請のあつた土地改良（東町地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年三月二十六日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県総務部長 西 尾 巳 次

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年三月二十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

青谷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百三十六号

昭和四十八年十月十六日付で青谷町から申請のあつた土地改良（養郷地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年三月二十六日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県総務部長 西 尾 巳 次

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年三月二十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

青谷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百三十七号

河原町から申請のあつた町営土地改良(神馬地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年三月二十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年三月二十六日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百三十八号

智頭町から申請のあつた町営土地改良(東宇塚地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年三月二十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年三月二十六日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百三十九号

智頭町から申請のあつた町営土地改良(中田地区農道整備)事業は、土

地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年三月二十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年三月二十六日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百四十号

智頭町から申請のあつた町営土地改良(山根地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年三月二十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年三月二十六日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百四十一号

岸本町から申請のあつた町営土地改良(藍野地区農道整備)事業とあわせて行う農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年三月二十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年三月二十六日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百四十二号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第十条第一項の規定に基づき、末恒団地第二土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年三月二十六日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

鳥取県住宅供給公社

二 事業施行期間

前	第一工区	昭和四十七年九月十九日から昭和四十九年三月三十一日まで
更	第二工区	昭和四十八年一月十二日から昭和四十九年三月三十一日まで
後	第一工区	昭和四十七年九月十九日から昭和五十年三月三十一日まで
更	第二工区	昭和四十八年一月十二日から昭和五十年三月三十一日まで

三 施行地区

第一工区

鳥取市三津字鳥打場ノ二、字東澤、字入江及び字山崎の各一部

第二工区

鳥取市三津字入江、字番屋敷及び字山崎並びに伏野字焼山ノ一、字塚松の上及び字中ノ茶屋裏の各一部

四 土地区画整理事業の名称

末恒団地第二土地区画整理事業

五 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目三百十九番地

六 施行認可の年月日

昭和四十七年九月十四日

七 変更認可の年月日

昭和四十九年三月二十日

鳥取県告示第二百四十三号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第十条第一項の規定に基づき、青木団地土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年三月二十六日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

鳥取県住宅供給公社

二 事業施行期間

第一工区

昭和四十七年三月二十四日から昭和四十八年九月三十日まで

第二工区

昭和四十七年三月二十四日から昭和四十九年三月三十一日まで

変更後	変更前
昭和四十七年三月二十四日から昭和五十一年三月三十一日まで	昭和四十七年三月二十四日から昭和五十二年三月三十一日まで

三 施行地区

第一工区

米子市青木字丸山、字城下峯、字城下、字天ヶ谷峯、字天ヶ谷及び字小ガタの各一部並びに諏訪字下ノ野下モの一部

第二工区

米子市青木字城下峯、字城下、字乗越、字宮塔、字上宮ノ峯、字青木屋敷、字三崎谷ノ式、字天ヶ谷峯、字天ヶ谷、字小ガタ、字落田、字蓮田、字道ノ下及び字宮ノ峯の各一部並びに諏訪字後谷及び字下ノ野下モの各一部

四 土地区画整理事業の名称

青木団地土地区画整理事業

五 事務所所在地

鳥取市東町一丁目三百十九番地

六 施行認可の年月日

昭和四十七年三月二十三日

七 変更認可の年月日

昭和四十九年三月二十日

鳥取県告示第二百四十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十条第一項の規定に基づき、青木団地第二土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年三月二十六日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県総務部長 西 尾 昌 次

一 施行者の名称

鳥取県住宅供給公社

二 事業施行期間

変更後	変更前
昭和四十七年十二月一日から昭和四十九年三月三十一日まで	昭和四十七年十二月一日から昭和五十二年三月三十一日まで

三 施行地区

米子市青木字三崎谷平、字長窪田、字羽森峯及び字羽森の全部並びに、字榎ノ前、字丸山、字新宮、字上ノ谷、字中山、字城ヶ峯、字城下、字乗越、字南宮塔、字宮塔、字上宮ノ峯及び字宮ノ峯の各一部

四 土地区画整理事業の名称

青木団地第二土地区画整理事業

五 事務所所在地

鳥取市東町一丁目三百十九番地

六 施行認可の年月日

昭和四十七年十一月二十四日

七 変更認可の年月日

昭和四十九年三月二十日

鳥取県告示第二百四十五号

倉吉市余戸団地土地区画整理事業施行地区の宅地について、昭和四十九年三月十八日換地処分を行った旨の届出があつたので、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第四項後段の規定により告示する。

昭和四十九年三月二十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百四十六号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第三十六条第二項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての追認をしたので、同法同条第三項において準用する同法第十一条の規定により告示する。

昭和四十九年三月二十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 追認の日

昭和四十九年三月十八日

二 追認を受けた者

鳥取県

三 埋立てを追認した場所及び面積

東伯郡泊村大字泊字船据場一七五一番一地先の水面

面積 八、七二〇・〇七平方メートル

四 埋立ての目的

漁港施設用地造成のため

鳥取県告示第二百四十七号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第三十六条第二項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての追認をしたので、同法同条第三項において準用する同法第十一条の規定により告示する。

昭和四十九年三月二十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 追認の日

昭和四十九年三月十八日

二 追認を受けた者

鳥取県

三 埋立てを追認した場所及び面積

西伯郡名和町大字御来屋字松崎屋敷一、〇〇四番三地先から同町大字

御来屋字宮ノ前屋敷九一九番地先までの水面

面積 一、五八四平方メートル

四 埋立ての目的

漁港施設用地造成のため

鳥取県告示第二百四十八号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第三十六条第二項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての追認をしたので、同法同条第三項において準用する同法第十一条の規定により告示する。

昭和四十九年三月二十六日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 追認の日

昭和四十九年三月十八日

二 追認を受けた者

鳥取県

三 埋立てを追認した場所及び面積

西伯郡名和町大字御来屋字松崎屋敷一、〇〇三番三地先及び同町大字

御来屋字前河原二九番地先の水面

面積 一、三七五・六五平方メートル

四 埋立ての目的

漁港施設用地造成のため

鳥取県告示第二百四十九号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第三十六条第二項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての追認をしたので、同法同条第三項において準用する同法第十一条の規定により告示する。

昭和四十九年三月二十六日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 追認の日

昭和四十九年三月十八日

二 追認を受けた者

鳥取県

三 埋立てを追認した場所及び面積

西伯郡淀江町大字淀江字御台場二六七番一地先及び同町大字淀江字軒

町九九二番一―地先から同町大字淀江字長町九三一―番四七地先までの水

面

面積 二、六九二・七一平方メートル

四 埋立ての目的

漁港施設用地造成のため

鳥取県告示第二百五十号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第三十六条第二項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての追認をしたので、同法同条第三項において準用する同法第十一条の規定により告示する。

昭和四十九年三月二十六日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 追認の日

昭和四十九年三月十八日

二 追認を受けた者

鳥取県

三 埋立てを追認した場所及び面積

岩美郡福部村大字岩戸字田の尻一二四番地先から同村大字岩戸字屋敷

二三三番一地先までの水面

面積 五、〇七七・〇五平方メートル

四 埋立ての目的

漁港施設用地造成のため

鳥取県告示第二百五十一号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第三十六条第二項の規定に

基づき、次のとおり公有水面の埋立ての追認をしたので、同法同条第三項において準用する同法第十一条の規定により告示する。

昭和四十九年三月二十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 田 次

一 追認の日

昭和四十九年三月十八日

二 追認を受けた者

鳥取県

三 埋立てを追認した場所及び面積

岩美郡岩美町大字網代字先網代四一〇番六地先から同町大字岩本字沓

井屋敷一、一五二番二地先まで、及び同町大字岩本字沓井屋敷二一四六番一〇地先の水面

面積 一九、八六〇・七八平方メートル

四 埋立ての目的

漁港施設用地造成のため

鳥取県告示第二百五十二号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第三十六条第二項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての追認をしたので、同法同条第三項において準用する同法第十一条の規定により告示する。

昭和四十九年三月二十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 田 次

一 追認の日

昭和四十九年三月十八日

二 追認を受けた者

鳥取県

三 埋立てを追認した場所及び面積

気高郡気高町大字酒津字村西ノ切七〇五番三七地先から同町大字酒津

字村東ノ切三七一番四一地先までの水面

面積 一三、二四〇・〇四平方メートル

四 埋立ての目的

漁港施設用地造成のため

鳥取県告示第二百五十三号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第三十六条第二項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての追認をしたので、同法同条第三項において準用する同法第十一条の規定により告示する。

昭和四十九年三月二十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 出 次

一 追認の日

昭和四十九年三月十八日

二 追認を受けた者

鳥取県

三 埋立てを追認した場所及び面積

東伯郡赤碓町大字赤碓字松ヶ谷二〇二九番地先から同町大字赤碓字東松ヶ谷六一番一地先まで及び同町大字赤碓字笠取坂の前二〇三一番地先から同町大字別所字笠取坂屋敷五〇一番地先までの水面

面積 二一、五二三・三六平方メートル

四 埋立ての目的

港湾施設用地造成のため

鳥取県告示第二百五十四号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第三十六条第二項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての追認をしたので、同法同条第三項において準用する同法第十一条の規定により告示する。

昭和四十九年三月二十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 出 次

一 追認の日

昭和四十九年三月十八日

二 追認を受けた者

青谷町

三 埋立てを追認した場所及び面積

気高郡青谷町大字青谷字夏泊一九六七番、一九六七番次一、五、五一〇番、及び五五一一番地先の水面

面積 八三・六五平方メートル

四 埋立ての目的

漁港施設用地造成のため

鳥取県告示第二百五十五号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第三十六条第二項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての追認をしたので、同法同条第三項において準用する同法第十一条の規定により告示する。

昭和四十九年三月二十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 出 次

一 追認の日

昭和四十九年三月十八日

二 追認を受けた者

鳥取県

三 埋立てを追認した場所及び面積

米子市灘町二丁目一〇四番一地从前同市灘町三丁目一四八番六地先までの水面

面積 三、〇七六・五五平方メートル

四 埋立ての目的

港湾施設用地造成のため

鳥取県告示第二百五十六号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第三十六条第二項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての追認をしたので、同法同条第三項において準用する同法第十一条の規定により告示する。

昭和四十九年三月二十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 昌 次

一 追認の日

昭和四十九年三月十八日

二 追認を受けた者

鳥取県

三 埋立てを追認した場所及び面積

岩美郡岩美町大字田後字才谷西側三七番一地从前同町大字田後字東屋敷七〇番地先までの水面

面積 二、二七一、三八平方メートル

四 埋立ての目的

港湾施設用地造成のため

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十六号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十九年三月二十六日

鳥取県公安委員会委員長 田 村 純 一

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十九年四月十一日 午後一時から

米子市糺町一丁目一五一番地 米子警察署会議室

二 聴聞当事者の住所及び氏名

米子市加茂町一丁目一七番地 内藤八洲